
平成27年 第2回 築上町議会定例会会議録 (第4日)

平成27年6月10日 (水曜日)

議事日程 (第4号)

平成27年6月10日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (13名)

1番 工藤 政由君	2番 小林 和政君
3番 宮下 久雄君	4番 西畑イツミ君
5番 西口 周治君	6番 塩田 昌生君
9番 吉元 成一君	10番 武道 修司君
11番 塩田 文男君	12番 工藤 久司君
13番 中島 英夫君	15番 信田 博見君
16番 田村 兼光君	

欠席議員 (2名)

8番 丸山 年弘君	14番 田原 宗憲君
-----------	------------

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君	総務係長 脇山千賀子君
-----------	-------------

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	亀田 俊隆君		
会計管理者兼会計課長			神崎 博子君

総務課長	……………	則行 一松君	財政課長	……………	八野 繁博君
企画振興課長	……………	江本 俊一君	人権課長	……………	柿本直保美君
税務課長	……………	江本昭二郎君	住民課長	……………	加藤 秀隆君
福祉課長	……………	平塚 晴夫君	産業課長	……………	今富 義昭君
建設課長	……………	平尾 達弥君	都市政策課長	……………	竹本 信力君
上水道課長	……………	加來 泰君	下水道課長	……………	吉留梯一郎君
総合管理課長	……………	塩田 健治君	環境課長	……………	進 信博君
農業委員会事務局長	…	西畑 尚幸君	商工課長	……………	中野 康弘君
学校教育課長	……………	繁永 和博君	生涯学習課長	……………	吉元 保美君
監査事務局長	……………	永野 隆信君			

質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨
中島 英夫	1. 障害のある人に対する相談支援について	①障害福祉サービス等の利用計画の作成と市町村の関係について（相談窓口等）
西畑イツミ	1. 地震への対応について	①自主防災組織はすべての自治会で立ち上げているのか。 ②要援護者への対応は。 ③避難場所の耐震状況と備蓄について
	2. 教科書問題について	①教科書採択のしくみについて ②教科書採択について、教育長の考えは。
	3. 子育てしやすい町の取り組みについて	①18歳以下の人口を増やす政策の考えは。 ②定住促進コーディネーターを置く考えは。
信田 博見	1. 障害者差別解消法について	①町の施設のバリアフリー整備等について ②町の対応について
	2. 企業誘致について	①企業の受け皿について ②造成、道路整備その他について
	3. コミュニティバスについて	①路線について

午前10時00分開議

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（田村 兼光君） 日程1、一般質問です。

これより順番に発言を許します。発言は、昨日の続きの議員からとします。

なお、質問は前の質問席から行ってください。答弁を行う者は所属と指名を告げて発言してください。

では、8番目に13番、中島英夫議員。中島議員。

○議員（13番 中島 英夫君） おはようございます。

一般質問の2日目に入りまして、執行部も疲れておることと思いますが、私の質問は1件だけですが、質問は障害のある人に対する相談支援についてということにしております。

この1件ですから、非常にすぐ終わるわけで、質問も要求しているのは担当課長となっておりますが、それから私の質問は非常にシンプルですぐ回答が出るわけでありますから、こうなった理由についてちょっと説明したいと思います。

当初、私は地方創生の総合戦略、これに関連して12月議会に田原宗憲議員が椎田駅前の整備計画について質問をされております。この問題、そしてまたきのう2人の議員から質問がありましたけど、庁舎の問題がございます。椎田駅の周辺地域の駅前、そして駅裏、そしてまたこの地域の整備計画ということで質問を予定しておりましたけれども、関係課長、関係職員に資料の説明を、私も資料要求をしませんでしたけれども、関係者にお話を伺いましたところが、やはり非常に時間を要する、いろんな諸問題があるということが判明しました。それは上級官庁及び地権者、または地域の方々の意見の聴取とか時間を要するということがわかりましたので、除外をしたということで、最後に残ったのが、今回質問のこの障害者の問題に対する質問となりました。そういうことを理解をしていただきたいと思います。

私の最後の議会になる可能性もありますので、しっかりした質問をやりたいと思っておりまして、けれども、そういう事情で総合的に判断して一議員としてやはり質問は控えたほうがいい、時期が少し早過ぎる、じっくり当局の執行部に頑張ってもらって計画を立てていただきたいということで質問を取りやめて、これ1本に絞りました。

この質問は、ごく最近ですが、テレビ、また新聞も報道されておりますけれども、福岡県がこの達成率が、この計画の通告している内容を見ていただいたらわかると思いますけど、達成率が

非常に悪い、全国3番目に悪い。特に、北九州、福岡、福岡が十数%台で、北九州が三十五、六%ぐらい、そういうようなことで当町の達成率についてはどのくらいかなということでは調べましたら、大体70%をいかない、六十七、八%ぐらい、対象者は200人ぐらいで200人のうちの140人ぐらい、その他の人がまだ計画書の提出ができていないというようなことでありますけど、特に関心があったのは市町村が達成率が悪いということで、市町村に義務づけるということで国が強い態度でこの問題に取り組むという姿勢がわかりましたので、当町のこの問題に対する取り組みについて、担当課長に説明をしていただきたいということで、内容については、こちらのほうは担当課長が詳しいはずですから、これを明らかにしていただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 平塚福祉課長。

○福祉課長（平塚 晴夫君） 福祉課の平塚でございます。

御質問は、障害者福祉サービス等の利用計画の策定と市町村の関係ということでございます。

まず、サービス等の利用計画とはどういうことかと申しますと、障害福祉サービス等の利用希望する方が総合的な援助方針や御本人の生活などに関する課題を踏まえ、最もその方に適切なサービスについて検討し、これを作成するものということで、サービス内容につきましてはホームヘルパー、就労サービスとかショートステイとかいう部分があるわけでございます。

次に、福祉サービスの利用者ということで、福祉サービスの利用者につきましては障害者手帳を取得されておられる方、種類といたしましては身体障害者手帳、療育手帳、精神福祉保健手帳というような種類がございます。このほか手帳を持っていない方でも障害者の福祉サービスを利用する場合につきましては、医師や保健師の意見書により福祉サービスが必要ということで、町長が認めた場合は福祉サービスを受けることができるようになっております。

手続になりますが、障害をお持ちの方で障害者の福祉サービスの利用を希望される方は、まずは当町の福祉課の社会福祉係が窓口になっておりますので、ここで申請をしていただいて障害支援区分の認定を受けることとなります。

支援の区分の認定は、2名の担当職員が80項目からなる障害支援区分調査項目の聞き取り調査を行います。調査した内容を厚労省が提示しておる障害支援区分の判定ソフトというものがありまして、それに入力をいたします。すると、1から6段階の区分に判定をすることができます。

築上町は豊前市、吉富町、上毛町と豊築地区の障害支援区分認定審査会というものを共同で設置しております。その調査結果と医師の意見書の内容について、この障害支援区分認定審査会で審査判定を行うこととなります。

その結果を踏まえて、町が障害支援区分の認定をするというような手順になります。町が福祉サービスの利用の申請をした利用者にサービスの利用計画案というものをその後提出をお願いするわけでございますが、このサービス等の利用計画案の作成を行う指定特定相談支援事業所とい

うものがございます。

築上町には3カ所相談事業所があります。一応、ここを紹介をいたしますので利用者本人がこの3カ所から選択をしていくということになります。

相談事業所が決定をいたしますと、利用者本人が直接事業所に連絡をしまして、サービス計画の策定を依頼するわけですが、事業所は日程を調整し、利用者の自宅または指定された場所に訪問をいたしまして、利用者のサービスの利用に関しての意向を聞き取りながら調査を行い、サービスの計画案を作成し、これを町に提出することになります。

町は、提出されたサービス計画や利用者の意向や心身の状態を聞き取りを行いながら福祉サービスの受給者証を発行して支給決定に至るという流れでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 中島議員。

○議員（13番 中島 英夫君） 私、厚労省のホームページの資料を持っておりますけれども、一番懸念したのは2名の職員が窓口対応に当たるということでもありますけれども、これには老人介護等のようにケアマネジャーの資格か何かのような、そういう資格があるのか、これ内容は違いますけれども、これは非常に高度な判断が要すると思っておりますけれども、医療関係の資格を持った職員の配置あたりは考えておるのか考えていないのかということ。

市町村に厚労省は義務づける、達成率が悪いから、本町はいいんですけど、悪いところだけするのか全市町村自治体に全部義務づけるのか詳細についてはわかりませんが、それはおたくのほうが詳しいと思っておりますけれども、そういうことで町長もこの新庁建設計画あるいは選挙のための資料を私も町長のやつを持ってるんですけど、住民が安心安全に暮らせる共生社会をつくれますよというようなことを掲げておるわけですから、200名というて少ないけれども、我々もいつ障害のある身になるか、あすはわかりませんので、やはりそういう人も安心して住める共生社会をつくるためにも、今より以上に少数の人を大切にする社会の実現を目指すという証として、これは町長にも、課長のいう内容についてはわかりますけど、質問を町長にしておりませんが、町長に一言基本的な考え方、これをしたいと思っております。お願いします。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 担当課が入念にチェックしながら調査、そういう形で必要とあらば、これは担当課の起案に基づいて実施したい、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 中島議員。

○議員（13番 中島 英夫君） 担当課長、やはり全く素人の相談窓口の職員よりも有識者、これはもちろん医療関係の看護師であるとかいろいろな資格があると思っておりますけれども、そういうような人を配置するのも執行部のほうに町長のほうにしっかり要求していただきたい。どうです

か。

○議長（田村 兼光君） 平塚福祉課長。

○福祉課長（平塚 晴夫君） 福祉課の平塚でございます。

先ほどの聞き取り調査を2名で行うというようなことを申しましたが、一応うちの福祉課の中で4名がこの研修を受けて資格があると聞いております。また、これについては、毎年研修がありますので、それは受けさせていきたいと考えております。

それと先ほど達成率のお話が出ましたが、議員さんもお持ちのほうは12月までの分ということで、調査したら3月時点のものがございました。障害者の福祉サービス等の受給者が192名おります。これの計画策定済みの方が築上町で152名ということで、現在は達成率が80%ということになっております。

障害児につきましては受給者が34名、計画策定済みの方が14名ということで41%となっております。障害児、18歳未満の方の達成率が低いというのは日中の学校等に通っている方が多いからサービスを受ける方が少ないというようなことが大きな理由になっているようでございます。

達成率につきましては、その人の生活環境に左右されます。例えば都会に住んでいる方、田舎に住んでいる方、お世話をしていただく家族がいるかいないか。日中働いているかどうかなどでいろいろな要素でこの達成率というものが変わってきます。データを見る限りでは都会のほうの達成率は低いということで、環境がその分お店が近いとかそういう部分があるのかなと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 中島議員。

○議員（13番 中島 英夫君） 障害を持つ弱者の方が安心して住めるような本町をつくっていただきたいということを強く訴えて私の質問を終わります。

.....

○議長（田村 兼光君） それでは、9番目に4番、西畑イツミ議員。西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 通告に基づきまして質問いたします。

私の質問も今回限りです。長い間、大変お世話になりました。また、回答してくださる課長さん初め、町長さんにはわかりやすい言葉で回答をお願いいたします。

では、1番目の地震への対応について質問いたします。

自主防災組織は全ての自治会で立ち上がっているのかをお尋ねいたします。今、毎日のように無線放送で災害に対する備えについての放送がっておりますが、「最低3日間は自力で持ちこたえられる備蓄が必要です」とこのハザードマップにも書かれております。

どういふものを備蓄したらいいのかとか、そういう話す機会が必要だと思ひますが、自主防災組織は全ての自治会で立ち上がっておりますでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。

自主防災組織は防災でよくいわれております自助・共助・公助のうちの2番目の共助の部分に該当するものでございます。地区住民の相互の協力の精神に基づき、自主的な防災活動を行い、地震、河川の氾濫、その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的に各自治会に設置をお願いしているものでございます。

町におきましては、平成24年10月から各自治会に自主防災組織の設置をお願いいたしまして、現在は66自治会のうちの56の自治会で自主防災組織が設置をされております。

未設置の自治会が椎田地区に3地区、築城地区に7地区ございますが、この地区につきましては引き続き設置の協力をお願いしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 10自治会ですか、まだ自主防災組織が立ち上がっていないということですが、既に自治会が自主防災組織を立ち上げているところは防災訓練や心肺蘇生法の講習会は定期的に行われているのでしょうか。また、そのことについて町のほうは把握をされておりますか。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。

自治会での自主的な自主防災組織での訓練というものは何カ所かうちのほうにするという連絡が来ております。実際にしたところもございますが、ほとんどの団体ではそういうふうな連絡は受けてないのが現状でございます。

そういう自主防災組織で訓練をするというふうに連絡のあった団体につきましては、ほとんどが消防団等と連携をいたしまして実際に訓練をやっていただいております。

以上でございます。

済みません、心肺蘇生の部分についてはちょっと確認ができておりません。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 心肺蘇生法の講習会を開いてほしいというのは、東日本の地震のときに娘さんが本箱が倒れてその下敷きになって、お母さんが心肺蘇生法を習っていたので、それも1回限りじゃなく何回も習っていたので慌てずに使えて娘の命が救えたという話をされておりましたので、ぜひこれは地震だけじゃなく、水害でも適用できると思うので、そういう自主防

災組織を立ち上げているところはそういうのを取り組んでいただけたらと思ひましてお聞きしました。まだそれが把握されていないということですが、防災の日には消防のほうはなさっているんじゃないかと思うんです。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。

心肺蘇生の関係につきましては、水難救助隊の訓練とか消防の訓練、こういう場では広域の消防のほうから来ていただいて、こういう講習会等については開催をいたしております。また、自主防災組織からそういうふうな要請がありましたら広域のほうとも協議いたしまして、日程調整をして講習会等につきましては開催をしたいというふうに考えております。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） ぜひこの心肺蘇生法の講習会を開くように、その自主防災組織からお願いじゃなくても町のほうからこういうのを受けられたらどうですかちゅうような、そういうことはだめなんですか。やはり自主防災組織から言われないとだめなんでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。

何分、私ども直接するわけではございません。広域と日程調整をし、そのところでしますので、できれば自主防災組織のほうから、やはり自発的にこういうことをやりたいというふうなことで、その部分については日程調整をさせていただきたいというのが現状でございます。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） わかりました。自主防災組織のほうが自発的に申し込みをして日程調整をしていきたいということですので、ぜひそういう機会がございましたら自主防災組織のところでもそういうのを取り組むようお願いしたいと思ひます。

次に、2番目に要援護者への対応について質問いたします。

日本は、地震や津波、台風など相次ぐ災害多発国です。きのうも栃木県で震度4の地震が起きております。町民の生命と財産を守るという防災の原点を貫くことがますます求められていると思ひます。常に最悪を想定し、命を守ることを最優先にすることは防災の鉄則になると思ひます。本気で実現するには住民の意識任せにしたり、地域の取り組みに任せたりするのではなく、やはり行政のほう为主导的に取り組んでもらいたいと思ひます。

早く逃げるのが困難な子供や高齢者、障害者など、どのように早く避難できるようにするのかなどは行政の責任であり、対策が求められていると思ひます。

住宅の耐震化、不燃化を促進させるための公的補助の拡充も必要です。また、倒壊家屋からの発火を防ぐ感震ブレーカーなどの設置を進める施策も重要です。防災の日だけでなく、日ごろか

ら地震のときの行動について考えておくことが必要と思いますが、「地震だ、まず身の安全を」とこのハザードマップにも書かれております。そういう「地震だ、まず身の安全を守る」というようなステッカーをつくってわかるようなところに貼るということも必要ではないかと思いますが、そういうような考えはございませんか。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。

要援護者への対応につきましては、平成22年3月に築上町災害時要支援者避難支援プランというのを作成いたしまして、これにより対応することとしておりましたが、平成25年6月に災害対策基本法の一部改正がございました。この中で、避難行動の要支援者名簿の作成が義務づけられまして、本町におきましても関係部署と協議を行い、名簿の作成を努めてまいりました。

ことし6月1日に開催いたしました築上町防災会議におきまして、築上町の防災計画を見直しまして、避難行動要支援者名簿に関する整備を行い、現在は各名簿対象者の洗い出しは完了いたしまして、重複者等の名簿整理を進めている段階でございます。

この名簿整理につきましては、項目が4項目上がっております。高齢者、障害者、要介護者、その他ということで、このその他の部分につきましては最終的には聞き取り調査になると思いますが、この部分はまだ把握をしておりませんが、高齢者が75歳以上の単身者ということで延べ人数が1,273名、障害者、これのうち身体障害者手帳2級以上を所持するものが474名、知的で療育手帳のA判定の方が58名、精神の障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方が11名、要介護認定の3から5の方が339名ということで、延べ人数につきましては2,155名となっております。

この分につきましては、重複されている方がいらっしゃるということで、今現在、各自治会別に重複の項目を洗い出して実人数を今整理しているところでございます。この実人数等がはっきりしましたら、自主防災組織並びに民生委員さんたちにお渡しをし、最後の4項目になりますが、自治会、民生委員等の支援者が支援の必要を認めたものということで、この中の名簿にもれがあって、こういう人は支援したほうがいいんじゃないかという方を自治会、または民生委員の方のほうで追加をしていただく、そして最終的に要支援者名簿を確定をしたいというふうを考えております。

また、要支援者の避難行動につきましては、何分やはり数が多いということもございます。この部分は自助でできないところだと思います。この部分につきましても共助、自主防災組織、または民生委員さん、それとか自治会の元気な方、こういう方々に避難行動ということで避難場所まで連れて行っていただきたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 民生委員や自治会の方に協力してもらおうと言われますが、それぞれ例えば私どもの地域では誰がどの人を連れて行くとかいう、大体決めるわけですよ。それにもってきてそういう方がするってなると、まずそういう人を先に非難させないといけない、その後に元気だけ高齢者の人をしないといけないとなると、やはり日中皆さんいるときはいいです、いないときの対応っていうのはやはり大変なことになるんでそのところもやっぱり考えていただきたいと思います。

それとこういう要援護者の名簿はそれぞれの自治会に渡していただけるのでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） いよいよ緊急にそういうふうなことが起こった場合には、役場の職員、消防団員、こういうところも対応をいたしますが、何分やはりその人間につきましても数が足りません。役場の職員、全員出ても200人しかおりません。だから、そういうふうな場合、役場はすることももちろんですけども、自分たちで協力し合っできることにつきましては、地元のほうで対応していただきたい、そこでできない部分については役場のほうが対応したいというふうに考えております。

それと名簿につきましては、国のほうからの指針がございまして、この分につきましては、地元の自主防災組織、民生委員さんにも渡していいというふうになっております。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） そうするとそういう名簿は緊急の場合に渡されるわけですね、常時じゃなくて緊急の場合。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課の則行でございます。

緊急の場合が起こったときに渡したのでは遅いので、これができ次第、自主防災組織と民生委員さんのほうにはお渡ししたいと思っております。

これを渡さないで最終的に地元が一番詳しい方たちがまだこういう人たちが残っているんじゃないか、そういう人たちの洗い出しもできませんので、上の高齢者、障害者、要支援者の仕分けが済みましたらお渡ししたいというふうに考えております。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 名簿を洗い直すためには名簿を事前に自治会にわたすということでそれはわかったんですが、地元でできない場合は役場が協力してくれるというんですが、そのとき電話が通じれば電話なりした場合は即対応してもらえるのかどうかというのがやはり一番ネ

ックになるんじゃないかと思うんです。手が足りないからここ来てくださって言ったらさっと来てもらえるのかどうかちゅうのがネックになるかと思うんですが、人数がたくさんそれはいいです。いないときはやはりお手伝いをお願いしないといけないところと思うんです。

リヤカーいただきましたよね。あれ一人じゃ、女の力じゃ高齢者乗せたら引っぱれません。誰かに押ししてもらわないと。動き出したらある程度動きます。でも、道の悪いところは3人がかりでやっとなんです。実際、訓練されたところはわかると思うんですが、体格のいい方を乗せるのにも大変です、一人では乗せきりません。だから、そういう面において、もう少しこのところの自主防災組織に全面的に投げかけるのではなくて、やはりそのところも町がどういうことができるかというのを検討していただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） お答えいたします。先ほどもお答えいたしましたが、いよいよものが起こった場合、役場の職員で200名です。消防団でも500名です。総計700名です。各自治会に振り分けるとすると66自治会ございます。役場の中のいろんな業務もございます。緊急に自治会の避難だけでなく、対応しなければならないこと、そういうこともたくさんございます。ですから、自主防災組織を充実させていただいて、できるだけ自助なり共助なりの部分のところで対応をしていただきたい、そこで対応できない部分については行政のほうでもそれはいよいよそういうふうな避難が出たということになれば行政のほうも人数を割り振ってでもそちらのほうには駆けつけて支援体制についてはとりたいと思っておりますが、何分やはりどうしても緊急の場合ということになれば人数は足りないということも御理解いただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 課長の言われることもよくわかるんですが、現場はそういうときはもう大混乱になります。確かに、役場の業務もいろんなことを緊急的にしないといけないことが起こることはわかります。わかりますが、やはり人数が少ないとこで女性ばかりが残ったときというのは、やはり男性の力が必要なときもあるわけです。だから、そういうところも自助・共助だけじゃなくて対応できるようなことも考えていただきたいということです。

ぜひお願いします。

3番目の避難場所の耐震状況と備蓄についてお尋ねいたします。

ハザードマップには避難所の一覧表がありますが、全ての施設は耐震化されておりますか。また、どのようなものが備蓄されているのかを教えてください。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。

災害時の避難場所につきましては、6月に町内に全戸配布いたしました築上町のハザードマッ

プの3ページに記載をいたしております。

この中で避難所ということで公共施設や地元の公民館等72カ所を指定をいたしております。これのうちに、防災の拠点となります公共施設38施設のうち耐震化済みが確認された施設はこれの38施設43棟のうちの27棟、約3分の2に当たります。残りの16施設につきましては、耐震診断が未実施か未改修となっております。

以上でございます。

備蓄につきましては、現在、本町で備蓄をいたしておりますのが運搬用の水袋が100枚、簡易トイレが1,000袋、毛布100枚、その他マスク、それと消毒用のアルコール液等について備蓄をいたしております。その他の食料品や医薬品等消費期限のあるものにつきましては、必要なときに必要な量を調達できるよう、民間の町内の会社と協定を締結いたしております。

協定の状況ですけど、コメリ、ルミエールにつきましては、食料品、生活用品、それと資材等を支給してもらえるようにいたしております。ドラッグイレブン、コスモス、こちらにつきましても食料品、生活用具、医薬品等、またセブンイレブンやローソン、ナフコにつきましては県が直接協定を締結しておりますので、県を通じて必要品の提供を受けることができる体制となっております。

やはり、町で備蓄本来は1人当たり1日3リットルの3日分という飲料水の備蓄が大体推奨されています。ただし、町の場合はそういうふうに備蓄をする場所もございません。それといよいよのときにはこういう民間のところとの協定がございますので、物については調達できるというふうに考えております。

協定のその他といたしましては、町内の郵便局との協定では避難所における郵便物の集配や被災者の各種料金の免除、集配の業務中に発見した道路等の損傷についても情報提供をしていただくようになっております。

また、社会福祉協議会とは災害が起こったときの災害時のボランティアセンターの設置、運営に関する協定も締結をさせていただいております。

その他、大災害につきましては県または航空自衛隊、国土交通省等とも応援体制ということで大災害が起こった場合は支援をしていただけるというふうな協定も締結をいたしておるところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 私が尋ねているのは、この避難所に上がっているこの中に備蓄されているものがあるのかどうか聞きたかったわけです。

以前、町は備蓄しているものがありますというのは聞きましたので、この72施設の中で、

町開設避難所、それは学校関係でしたね。生涯学習センター何かが上がっておりますが、そういうところには備蓄できる場所があるのではないかと私は思ったものですから、そういうところに備蓄されているのかどうか知りたかったわけです。

○議長（田村 兼光君） 則行総務課長。

○総務課長（則行 一松君） 総務課、則行でございます。

備蓄品につきましては町のほうで一括管理をいたしております。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） そしたら町長にお尋ねいたしますが、この避難所の耐震状況でまだ未実施が16残ってるって課長から言われましたが、その16残っているところを町長はどのようにして進めていくお考えでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 適便、改修はやって、今は学校等を防衛省の補助をもらいながらこれは一応改修をやっておりますし、後は地域の自治公民館でございます、こういうのも地元との協議も必要でございますし、そういう形の中で所有物は地元の公民館もございます。そういう形の中でやっぱり地元がやるという形にならなきゃならないし、そのところは打診をしながら極力、地元がやるような形で、そして助成を出すという形で話はやっていきたい、このように考えておるところでございます。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） そうすると地元が耐震をしたいと副町長のほうに申し込むんですか、それとも総務課、町長のところ、あれば考えていただけるうちゅうことですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 地元所有の公民館等々はやはり地元がやるという構えになって、町としてはやって、もし地震が来たときにそこに避難しとって、またあと余震が来たとか、そういう形になれば不安をなくすためにはそれは必要かと思っております。

そういう形の中で、町の所有物と町の所有物でないものがございますので、そのところは区分けをしながら地元所有については、どうですかという投げかけをやりながらやっていくという方法もあるということで御認知を願いたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） そうすると地元からぜひやりたいという声がないときでも町のほうはされたらどうですかという話はされるということですね。それでいいですね。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） それは一応、話として補助金交付要綱等々をつくりながら、地元もお金

が必要になってまいりますので、そのところは地元の判断でなつてこようかと思ひます。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） ぜひ、未実施のところは早急に取り組んでもらうように、また補助関係もあるでしょうし、地元負担が2分の1ですか、大きなところは多額な金額になるんでなかなか「うん」とは言えない部分もあるでしょうけど、避難場所になっておりますので、ぜひそういう話を持って行っていただきたいと思ひます。

最後に、持ち歩くものとして笛とかマスクとか手袋、帽子、携帯ラジオ、小型懐中電灯、家族への連絡先などが書いたもの、風呂敷、ペットボトル、常備薬、ポリ袋を1つにまとめて普段から持ち歩くことをおすすめしたいと思ひます。地震に遭遇して帰宅困難のときにこれらを持っていて大いに役に立ったということが東日本で震災のあったときに東京の方がおっしゃっておりますので、ぜひ機会があればこういうものも備えておくといひですよちゅうことを話していただきたいと思ひまして1番目の質問を終わり、2番目の質問に入りたいと思ひます。

2番目の教科書問題について質問いたします。

1番、教科書採択の仕組みについてお尋ねいたします。

広報6月号に平成27年度教科書展示会場開催のお知らせが載っております。これは2016年度から使用する中学校の教科書のことと思ひますが、なぜ教科書の展示会を開催するのか。教科書はどのようにして採択されるのか、その仕組みについて教えてください。また、採択の決定はいつごろ出されるのかもお尋ねいたします。

○議長（田村 兼光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田 俊隆君） 教育長、亀田でございます。

お答えを申し上げます。教科書の採択の仕組みにつきましては、日本では民間の教科書発行者が著作をいたします。それを文部科学大臣が検定の審査の責任を持って検定をするというふうになっております。それに基づきまして、検定された教科書を公立の小中学校におきましては、都道府県教育委員会が設定した採択地区ごとに地区内の市町村教育委員会が採択するというところでございます。

その採択の地区でございますが、これが2つ以上の市町村にまたがっている場合はその採択地区協議会を設けて同じ同一の教科書を採択しなければならないということになっております。

京築におきましては、第13地区、これが行橋市と京都郡いわゆる苅田町とみやこ町になっております。築上町は第14地区でございます、豊前市、それと築上郡3町で構成をされております。

その選定までに至る過程でございますけども、各教育委員会がまず選定に当たるまでの検定教科書を全て調査研究いたします。これは、国で示されております学習指導要領の狙いやそれから

選定の基本的な観点、さらに各教科ごとの共通の選定の観点やそういう非常に詳細な調査を行うようになっております。

それを受けまして、今度は選定部会というものが新たに設置をされます。その選定部会におきまして、数点、数種類の教科書に絞り込むわけでございます。それを絞り込まれた教科書を採択協議会の委員、これは教育委員会の教育長で成り立っているわけですけど、そこでその報告書等を公明正大に精査いたしまして決定するということになっております。

各教育委員会が採択する決定を1点に絞るのは8月の初旬、第1週あたりを目安にしております。なお、県全体では8月31日までに決定して国に、文部科学省に報告する、そういう仕組みになってございます。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 市町村の教育委員会が採択地区協議会、それに依頼をして、それから地区選定部会が検討した結果をまた教育委員会のほうにかえて、教育委員会が最終的にはその教科書を決定するという仕組みですか。

○議長（田村 兼光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田 俊隆君） ほぼおっしゃったとおりでございます、調査部会の調査委員、これは各学校の校長先生、教頭先生、それから専門性の高い教員、これを市町村教育委員会が推薦をして、それを県のほうが委嘱するという形になっております。

その選定、絞り込む選定委員会の中には、選定部会の中には有識者、それから保護者代表の方、それから調査部会とはまた別の校長、教頭、専門性の高い教員という形で構成されております。そういうものを絞り込んだものを教科書採択協議会、こちらのほうに教育長がおるわけですけども、そこで1点に絞り込む、そういうふうになっております。その間、今、議員がおっしゃったような教科書の展示、これは学校の先生方にも当然、展示を見ていただくことになりまして、教育委員会の判断にはやっぱり教育委員の見解も当然必要になってまいりますので、そういう一般の先生方、並びに保護者のあれもありますので、そういう地域の方とかそれから教育委員のそういうものを総合的な御意見を伺ってやっていくということになっております。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 2番目の教科書の採択について、教育長のお考えをお聞きいたします。

ことは、中学校の歴史、公民の教科書が採択されるようになっているんですね。育鵬社や自由社の歴史、公民教科書には日本の侵略戦争は自衛のための戦争、アジア諸国の解放のためと当時の日本政府の主張をそのまま記述し、日本が行った侵略戦争と植民地支配を美化し、戦争する国づくりへ子供たちを誘導しようとしている。公民の教科書では、全体として戦争する国づくり

を進める安倍政権の政策をそのまま正しいと宣伝しているような教科書になっていると聞きましたが、これは事実でしょうか。

日本国憲法の精神に反する教科書で子供たちが学ぶことはあってはならないと思います。かつての戦争についてしっかり教わったという人は日本では13%で、ドイツの48%と大きく違いますと4月14日付の朝日新聞に書かれておりました。過去の誤りに誠実に向き合う歴史教育を進めることが大事と思いますが、教育長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（田村 兼光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田 俊隆君） 歴史問題での見解を言えということですが、一番、教科書の採択については公明正大である、公正であるという、それが一番重要、公正確保が一番重要であろうと思います。先ほど申し上げましたように歴史の教科書におきましても、いろんな教科書が当然あるわけで、国の検定を受けている教科書は選定の対象になるわけでございます。その過程を先ほど申し上げましたように非常に詳細な過程を経て絞り込んでまいりますので、私、教育長といたしましては、絞り込まれた教科書については当然今議員が指摘されたような点も含めて採択には当然考えていかなきゃいけないと思います。良識のある選定をしていきたいというふうに考えておるところです。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） ぜひ、教育長の常識ある御判断をお願いしたいと思います。そして、現場の先生の声をよく聞いて採択してほしいと思います。子供建ちの将来にかかわる問題ですので、また展示会場が行橋と京築事務所の2カ所になっておりますが、築上町の図書館での開催ということは無理なんでしょうか。

教育委員会の役割は子供や保護者、教職員や住民の不満や要求をつかみ、その声を教育政策に届けるという姿勢だと思いますので、この開催場所が2カ所でないとならないということなんでしょうか。それとも近くのこういう築上町の図書館でも展示できるようにはできないのかどうかお尋ねします。

○議長（田村 兼光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田 俊隆君） 場所なんですけど、今のところお答えできるのは、支所に今のところ限定させていただいておるところでございます。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 今回は、もうすぐ展示が始まるんで場所をふやせとか言っても無理でしょうけど、これからまた4年後ですか、教科書の検定は、そのときはぜひこういう築上町の中でも展示できるような努力をしていただきたいと思いますと思ひまして、私はこの2番目の質問を終わります。

次に、3番目の子育てしやすい町の取り組みについてお尋ねいたします。

18歳以下の人口をふやす施策の考えについて質問いたします。

人口1万2,000人の島根県邑南町の取り組んだことが新聞に載っておりました。ここは日本創生会議が描く悲観的な将来に反証して、福祉、保健、医療への施策を重点化させることによって18歳以下の人口がふえたということなんですが、この取り組みは過疎対策向けの地方債がソフト事業にも使えるようになってから取り組んだそうです。この取り組みに当たって、全職員一丸となって、どうしたら我が町に子供がふえるような施策ができるのか、また移住して来てもらえるのかということを話し合いをして取り組んできたんだそうです。

従来は高齢者がそうした施策の対象になっておりましたが、これからは高齢者の支え手をふやすことが必要だということで、社会福祉の重点化をやってきた結果、18歳以下の人口が10年度は1,660人だったのが21年度は1,800人ふえたということを報道されておりました。それと同時に定住対策にも力を入れたというふうに書かれておりました。

我が町でも18歳以下の人口を必ずふやすんだということを町長がそういう強い姿勢で全職員に知恵を出してもらって取り組むような考えはございませんか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 人口はふえてもらいたい、減ってほしくないというのはこれはもう現状です。しかし、それぞれ日本全国全て減少傾向にあります。これはやっぱり子供が生まれない、結婚しないという方々が非常に多くおるとこの現実の中でそういう現象ができておるといふふうに思われます。

そして、子供の少子化という形の中では教育に金がかかりすぎるといふようなことで、なかなかやっぱり子供を産む、いわゆる所得ちゅうか稼ぎができないという問題もございます。我々が子どものときは、自分たちでいろんな遊びを工夫しながらやってきて、そんなに塾に行ったりとか、そういう教育に金がかかっていなかった時代でございます。これも社会の一つのひずみじゃないかなと私は思っておりますけど、さりとて、これは否定できませんし、何とか減らない方向性を考えていかなきゃいかんかな。ちょうど先ほど言った小さな行政では急激にふえます。実際、小原小学校でも10名が18名になったとか、これはやっぱり画期的な数のふえ方だと思います。8割増という形になれば。しかし、小さな村ではそれがあつて、相当大きな形に見えてくるわけでございますし、我が人口2万人おったんですけど、ちょっと切れておりますが、2万人の町で果たしてどうしたらふえるかという、その村をそっくりまねても私はふえないと思ひますし、今回の地方創生会議の中で人口問題も考えていかなきゃなりませんし、それは一応全職員が一丸となって、この前作文の募集、考え方を聞いておりますが、いろんな方向性が職員それぞれが考えを持っておりまして、そういうものを全部、それぞれがちゃんとした基本、バックボーン

をつくって、それに枝葉をつけて築上町の人口増対策をどうするかという形の結論が出てくるんではなかろうかなと思っておりますので、今後の地方創生の中のいわゆる少子化対策、これをどうして人口対策をやっていくかということできちんとした方針を出していきたい、このようには考えております。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 少子化対策の中でしっかり方針を出されるということですので、ぜひ我が町が人口がふえるように各課の職員、総動員して知恵を集めて町長がその先頭に立ってやっていただきたいと思います。

以前、築上町では第3子以降の保育料を無料にする考えがありませんかって多分、西口議員やその他の議員から指摘されたと思うんですが、これについては検討されましたでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 保育料の無料化というのは考えておりませんから、それは検討はしておりません。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 保育料の無料化というのは子供を持つ親御さんにとっては物すごい魅力なんです。今、保育料が高いです。だから、全部の階層せってということは無理でしょうから、段階を追ってやっていただきたいと思って、多分、これは第3子、子供が保育園に3人行ってなくても3人以上子供がおればそういう対象にしてほしいってということだったんですけど、それについても検討の余地はないということですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、今、築上町の保育料は他の町村に比べて私は安いと思っております。いわゆる国の保育料の徴収基準がございますが、この平均よりも低くなる分は条例化になっておるわけでございまして、そういうことで一旦は全体的な形で見直す形になればまたそういう問題も出てきましようけど、今は一応、国の基準以下の保育料しかいただいているということで、これ以上低くすればまた一般財源ふやすという形になるし、総合的な観点の中で検討はしていきたいと思うんですけど、なかなか今は難しい状況だということでお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） この少子化対策については国のほうからもお金が下りてきている。それを使うというわけにはいかないっちゅうことですか。一般財源化されているからだめということですか。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 副町長です。

今年度、一応、国が予算がくれまして、それぞれ市町村1,700団体に配りましてうちが7,000万ということで、それはプレミアム商品券とか総合戦略立てなさいというお金でした。

来年度から国は1兆円を組むかどうか、そのお金について今、西畑議員さんが話されましたように第3子は保育料無料化とか例えば家賃の補助金とかそういうことを全部の市町村が考えています。片ほうはばらまきという言葉もありますけど、そういう総合戦略を立ててる市町村もありますけど、その財源について1兆円を来年度、多分組んでくれるとは思うんです。ただ、そのばらまき、言葉は悪いですけど、そういう手当、サービスについてそれが果たして充当ができるかっていうのがちょっと疑問ですけど、今の考え方としては7,000万円ぐらい、来年度その地方創生分として来るんじゃないかなろうかなと思っております。その財源を当てにしているいろんな施策は考えたいなと思っております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） ぜひ、そういう有効な予算が入れば保育料の第3子からの考えてください。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 国からそのお金が来たときだけはいいですよ、あと来ないときもずっとしなきゃいかんてこと、これは大変な出費になるんで、それはちょっと難しいだろうとさっき私は全般的な形で答えは出しておりますし、基本的にずっとそのお金が国から来れば、それはよろしゅうございますけれど、一過的なものであれば難しいというふうなことで考えよう。そして、それよりも基本的な形でどうすればふえるかという形の中で考えていかなきゃいかん。何も保育料を安くして人口をふやすんじゃないくて、築上町の質をよくして子供たちをふやす、こういう方向性を私は望んでいきたい、このように考えております。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 質をよくすると言われますが、一番やはり親御さんたちが望み、また結婚して子供をつくる人たちにとっては魅力的な施策なんです。保育料が安いということは。今、確かに築上町は安いです。でも、皆さん正規雇用じゃないで、どんどん臨時になっていって、生活が大変な時代です。だから、それについてやはり町が施策をとるということは人口増にとっては一番私はいいと思って言ったんですが、町長がその考えがないと言えればそれでいいです。

時間もありませんので、次の定住促進コーディネーターを置く考えはありませんか。

定住促進協議会のスタッフの方が一泊の移住体験ツアーを組んだり、空き家バンクを充実させたり、仕事や生活設計の相談にも乗ったりして実績を上げております。そういう町もあります。

それは山口県のほうの周防大島、そこの町なんですが、定住促進コーディネーターを置く考えはありませんか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） いいものであれば、お金と相談して置いてもいいと思いますけど、今から検討していかなければ、そうやって今置く考えがないかと言われても、基本的には研究はさせてもらいたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） 急に言われてもって私通告しておりますので、町長はこの通告、こういうのは目を通さないんでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 通告したって二、三日前に通告されたのに、これをする気がないかとか言われても、はい、ありますとか、ないですとかいう形にはならないと思いますので、西畑議員がこういう提言をしておるんで担当課のほうでちゃんとよその事例とか全て判断しながら置くか置かないかということは決めなきゃいかんで、研究させてください、このように答弁しておるわけでございます。

○議長（田村 兼光君） 西畑議員。

○議員（4番 西畑イツミ君） わかりました。ぜひ、私はこれで最後ですので、町長の答えを聞くこともできません。だから、今おっしゃったことを十分検討されて築上町がより発展し、そして人口増になるように、町長はまだ何年かありますので御努力をお願いしまして、私の一般質問を終わります。

.....

○議長（田村 兼光君） それでは、ここで一旦トイレ休憩をいたします。

再開は、11時25分。

午前11時15分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長（田村 兼光君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

10番目に15番、信田博見議員。

○議員（15番 信田 博見君） 3点ほど通告をしております。

まず最初に、障害者差別解消法についてということで通告をしております。

平成27年2月24日に基本方針が閣議決定され、平成28年4月1日施行されます。来年の4月1日、この障害者差別解消法というのがどういう法律なのかというのがちょっと私も今回勉

強してみました。

この法律の目的、ちょっと読んでみます。「この法律は、障害者基本法昭和45年法律第84号の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保護され、保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的にする」というふうにあります。

この法律が施行されたとき、行政機関はどうすればいいのかということで、第7条に「行政機関等はその事務または事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でないものと不当な差別的取り扱いをすることにより、障害者の権利、利益を侵害してはならない。行政機関等はその事務または事業を行うにあたり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利、利益を侵害することとならないように当該障害者の性別、年齢及び障害の状況に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない」というふうにあるんです。事業者に向けてもあるんですけども、事業者は文面は同じですけど、最後に「配慮をするように努めなければならない」努力義務ということになっておりますが、行政機関が配慮しなければならないということになっておるようであります。

そういうことで、この町をちょっと考えてみるならば、この庁舎もそうですし、きょう、傍聴の方、見えられていますが、車椅子等がこの傍聴席には上がれない。行きたくても行かれないという状況がある、これがやっぱり障害者差別に当たるということになるっていう。それから、学校、公民館、町営住宅等もそうであります。

町営住宅に行ったらわかるんですけども、入り口の扉ががちゃんとひっばって開けるドアになっています。これは車椅子に乗った人にとっては非常に便利が悪い。病院に行ったらわかると思いますけど、がらがらと開けて入る、そういう引き戸になっていますけど、そういうことにするのが障害者に対する優しい町営住宅になるわけですが、そういうことがほとんどできていない。

この法律ができたというのは、恐らく地方公共団体にそういう障壁をなくすように努力しなさいという意味だろうと思いますが、町長いかがでしょう。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 障害者に対する町の施設の利便性と申しますか、これは今つくる施設にはほとんどバリアフリー化をやっております。しかし、過去につくられた建物等々施設はそれが

やられていないということで、若干改修もされております。例えば、車椅子の通行が可能になるような通路を階段じゃなくて斜面にしながら車椅子通行分の可能ができるというふうなことでコマレとか中央公民館とかはそういう形になっておりますが、まだまだ中のほうについては段差があります、実際。それでやっぱり基本的には今後つくるたてものはそういう形でやっておりますけれど、過去につくったものたくさんございます。そこで、これは一時我慢をしていただくというふうなことで、介助をお申し付けいただければ、議会でも確か放送をやっておりますけど、住民課の窓口にお申し出ください、そうすれば議場までお連れしますというふうなことで放送はしております。そういう一つのサポート的な形で補完を現在ではしていかざるを得ないというのが現状。

全てが全部バリアフリー化、そしてエレベーター化という形になれば、これはちょっと今の段階では無理な状況でございますし、そういう人的なサポートで対応していこうということで現在はいかさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（15番 信田 博見君） 車椅子に乗った方、乗ってみなきゃわからないと思いますが、やっぱり職員の方に抱えて上がってもらうというのは頼みにくいです、非常に。ですから、来たら運んじゃるよというような考えじゃだめです。ちゃんとその人たちがそういう手を借りなくても自分で上がれるようにしてあげることが、それをさせるためにこの法律だと思うんです。ですから、これは一応、事業所には努力義務、でも恐らく行政に対してもこれは努力義務だろうと思うんですが、何でしかしこのような法律を今つくらなきゃいけないのかというのは、やっぱり地方公共団体、こういう町や市やそういったところが余り取り組んでいないのが実情と思うんです。

これからできる施設はなるべくバリアフリーにというか、必ずバリアフリーにしていくということになると思います。中学校もそうなると思いますが、今までできたところでもたくさんのお金がかからんのなら、順次そういう状況にしていくのがいいんじゃないかなと思うんです。1階に障害者用のトイレもできましたし、このように少しずつ少しずつバリアフリーできていけばいい町になっていくかなと思うんです。

そういうことで、ぜひこの法律が来年の4月1日施行されますので、それに向けて頑張っているっていただきたい、どうですか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 全て一挙にというわけにはいきませんが、改修とかそういう折には必ずバリアフリー化をしていくということで庁舎も既に建てようかという形になっておりますので、身体の不自由な方が自由に来られるような施設づくりというのは、これは目指していくべ

きだろう、いくべきだろうじゃない、いかなければならない状況になっておりますのでその方針でまいります。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（15番 信田 博見君） ぜひお願いしたいと思います。

ソピアをつくる時に西畑議員が耳機アーム、ウォームとか……何かそういうのをしたらどうかという話がありました。でも、それはできませんということでしませんでした。今、お年寄りの方が非常に耳が悪い方が多いです。いろんな方にあうと本当に耳が悪い方が多い。というのは、そんだけ年寄りが多いということだろうと思いますが、耳の悪い方、私も障害者の一人ですが、町長も障害者の一人でしょうが、そういうふうには耳の悪い方が周り等で演劇やコンサートやソピアでもそうですが、そういったものを聞きに行ったりしたいというときにやっぱり普通の人と同じように聞こえるようにしたいんです。そうするために耳機……名前は忘れましたが、こういうものがあるんです。これはちょっとイヤホンのようなものなんですけども、耳にこうかけるだけで補聴器に連動されて非常にすごくクリアな音で聞こえるというこういういいものがあるんです。ですから、ちょっと席にマイクから引いたイヤホンジャックみたいなものをつけることによりできるんです。そんな大変なお金はかからないと思います。10席ぐらいそれを設けることによって、耳の悪い人たちが、補聴器をつけた方がそういう普通の人と同じように演劇やそういったものが楽しめる、そういったこともしっかり勉強してやっていっていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

企業誘致についてということでございます。

企業誘致に関しては、ほかの議員もたくさん質問をしておりますので簡単に行きたいと思いますが、企業誘致ができない、できない、どうしてできないのかなという割には受け皿をつくらうと全然していないというのが見えます。来ていただくためには、それなりの道路をつくるなり場所を造成するなり何なりしなければならぬと思うんですけども、それがなかなかできていない。ということで、それを企業が来るようにできないかという質問ですが、前回の議会だったか、副町長が新幹線と10号線が交わるあの辺から干拓のほうに道ができる計画がありますみたいなことを言わんやったですか。

○議長（田村 兼光君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 副町長です。

構想っていうか新幹線から降りたところから干拓の中に行く道を計画っていうか構想はございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（15番 信田 博見君） 計画があるんなら早く実施できるようにお願いしたいと思えます。

あそこに町の企業誘致する場所が何ヘクタールかありますよね。あの周辺の農地もそこにもう少し企業が土地を必要とするなら譲ってもいいよ、譲ってもというか売ってもいいよという農家の方がおるそうでございますので、そういうその道路は早めに手を打ってつくっていただきたいと思えます。

町長、いかがでしょう。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） つくって待つという方法、これがなかなか来ない場合もある、そしたら無駄づかいやないかと言われる懸念もあるんで非常にここが難しい問題でございます。

だから、今ある企業団地に、これはもう当然道は引っぱるべきだろうということで湊の旧干拓堤防の外側、今の干拓堤防と旧干拓堤防松林とその間に干拓が、明治か江戸時代にした干拓がありますけれども、そこに約1ヘクタールの町有地が企業誘致用地としてあります。そこに出入りするのに、そうするとあと今農業公園の中に相当の土地がございますので、そこも企業誘致用地というようなことで、そこを直接椎勝線から連結すれば高速道路への利便性が非常によくなるというふうなことで一応構想は持っております。

そういう形の中で、皆さん方のいろんな形の御同意とか形が要ります。そして、一番ネックはちょうど当該地のところがほ場整備にかかっておりますので、本来なら、さっき言った江戸時代にした干拓地、この分が全て企業誘致団地になれば非常にありがたいんですけど、これは農振とのネックがあるというふうな問題で、今は若干農業の、いわゆる農振地域、それとか宅地転用、こういうものを国のほうから県へ県から町へというふうな流れも若干出てきつつありますので、町の思いどおりになれば私はそういうふうなぜひ早くやりたいという考え方は持っております。

しかし、あと県との協議とかいろんな形で現在では残っておるというふうなことで、これは今考えておる道路の次の次だというふうにする。今は一番最初が県道としてつくるのは駅前の椎田停車場線、築城のほうはもう広うございますので、駅前の整備の県道整備を一番最初にやろうということで既に県のほうも動きつつありますんで、このあとできれば県道でやってもらいたいな、やれなければ町の町道でやらざるを得ないかなとこのように考えておるところでございます。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（15番 信田 博見君） 駅前の方たちも非常にそれを望んでますので、それも早くやっていただきたいと思えますが、まず西畑議員も言われたように若い人たちに住んでもらう、若い人たちの働き場所をつくるということがやっぱり大事だろうと思えますので、いろいろ3人目の

子供を無料にしたりとか、いろいろやり方はあると思いますけども、やっぱり働き場所をつくってあげるのが一番の定住を図る施策だろうと思います。そういうことで、早急に早くお願いをしたいと思います。

次に行きます。

コミュニティーバスについてということでございます。

まず、課長に聞きます。このコミュニティーバス運行を始めて何年になったんですか。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課の江本です。

コミュニティーバスにつきましては、築上町合併後すぐに開始いたしまして、県の合併交付金をいただいて、もう約10年経とうかとしております。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（15番 信田 博見君） 10年という節目になっております。

いろんな方から要望があるんですが、一番要望が多いのは上り松方面、それから干拓、「バスが来たらね、それをお願いしますよ」というふうに言われます。

バスに乗っている人たちが5分、10分、たくさん時間がかかってもそれはちゃんと運んでもらうんだから我慢しますよ。その路線ができるだけたくさんの人たちに便利なように回っていただきたいんですが、いかがでしょう。

○議長（田村 兼光君） 江本企画振興課長。

○企画振興課長（江本 俊一君） 企画振興課、江本です。

コミュニティーバスの路線につきましては、築上町管内6路線ございます。

主に役場、駅、公共施設、医療機関等のバス停の利用者が多いんでございますが、路線の、先ほど信田議員がおっしゃられました、延長や運行の新設、また変更などにつきましては住民の方々の要望は多いところでございます。

その要望につきましても利用者が見込めないもの、またその延長に伴い新たな車両が必要になってくる場合もございます。そういうことでなかなか要望にお答えできてないのが現状でございます。そういうことではございますが、先ほど言ったコミュニティーバスが運用開始されて10年ということで利用状況、また住民の方の意見等もお聞きしまして、今後よりよい運行状態を検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（15番 信田 博見君） ありがとうございます。町長よりすばらしい。町長。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今のコミュニティーバスは本当に運転免許を持たない高齢者のためにということで、これもいわゆる奥地のほうの人、例えば岩丸とか真如寺とか寒田、寒田線はバスがおってますけど、小山田、そういうところでいわゆる非常に中心部に遠いところの人のためにという形でつくりました。

そしたら若干、中心部の人からの非難があるんです、何も乗ってないのに何で走らせるかということもあるんで、これ以上ふやせば乗り手もおらないのに、少しだけでも、それとあとはそれぞれの村からうちの村の真ん中通してくれという要望あるんです。たとえば新開住宅があります、あの新開住宅まで入ってくれとか、そういう要望があるし、非常にやっぱりそれぞれ皆さんバスができれば今度はそれ以上のことを望むと非常にやっぱり財政的な問題もございますし、当分の間は今の路線でということで、もし皆さんから言われたときは御説得を願えんでしょうか、お願いいたします。

○議長（田村 兼光君） 信田議員。

○議員（15番 信田 博見君） 課長が検討しますということで、どうですか町長。

町長は、「検討はします」だめです、あれは。

○議長（田村 兼光君） 課長の意見を優先すればいいじゃない。

○議員（15番 信田 博見君） 「検討はします」これはだめです。「検討します」っちゅうてください。（発言する者あり）そういうことで検討してください。

○町長（新川 久三君） はい。

○議長（田村 兼光君） 検討じゃだめよ、実行よ。新川町長。

○町長（新川 久三君） 検討します。

○議員（15番 信田 博見君） よろしく申し上げます。

以上で終わります。

○議長（田村 兼光君） それでは、これで本定例会での一般質問を全て終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。御苦労さまでした。

午前11時50分散会
